

## 北海道 森林整備課より通知

道内で被害が確認されているナラ枯れについて、関係者が共通認識のもとで、被害地域の拡大を抑えるため、被害の的確な把握と被害状況に応じた対策に取り組むために、このたび「北海道ナラ枯れ被害対策基本方針」を策定しました。

また、本方針に記載する予防対策としてのナラ類等の伐採、移動に係る留意が必要な内容について「北海道内におけるナラ枯れ被害木等の伐採・移動に関する指針」として取りまとめました。

なお、本方針及び指針に係る被害地域については、4月1日以降に道森林整備課ホームページ (<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/srs/index.html>)

で公表します。

引き続きナラ枯れ被害対策へご協力いただけますようお願いいたします。